

岡山県立北部高等技術専門校美作校自動販売機設置事業者公募公告

次のとおり、岡山県立北部高等技術専門校美作校内に自動販売機を設置する者を公募する。

令和8年5月28日

岡山県立北部高等技術専門校美作校
校長 西村 江理子

1 公募に付する事項

- (1) 名 称 岡山県立北部高等技術専門校美作校自動販売機設置事業者公募
- (2) 設置期間 令和8年8月1日から令和9年3月31日まで
ただし、自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の行政財産の使用状況を勘案し、当該行政財産の用途又は目的を妨げない限度において自動販売機の使用を許可することができることと岡山県が判断した場合は、令和9年4月1日から2年を限度に、引き続き設置することができる。
- (3) 設置場所及び設置区分
- ①設置場所 岡山県立北部高等技術専門校美作校（美作市安蘇345）
 - ②設置区分 岡山県立北部高等技術専門校美作校自動販売機設置事業者公募仕様書（以下「仕様書」という。）の「1 公募物件」にある設置場所すべてに自動販売機を設置すること。

2 公募に参加できる者の資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人が公募に参加することができる。

- (1) 岡山県内に本店、支店又は営業所を有し、故障等緊急の場合において迅速な対応ができる者であること。
- (2) 次の①から④までのいずれにも該当しない者であること。
- ① 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - ② 破産者で復権を得ない者
 - ③ 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者
 - ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- (3) 次の①から⑧までのいずれにも該当しない者（①から⑥までのいずれかに該当する者については、その事実があった後3年を経過した者を除く。）であること。
- ① 岡山県との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 岡山県が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が岡山県と契約を締結すること又は岡山県との契約者が契約を履行することを妨げた者

- ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により岡山県が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- ⑤ 正当な理由がなく岡山県との契約を履行しなかった者
- ⑥ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者
- ⑦ ①から⑥までのいずれかに該当する事実があった後3年を経過していない者を契約の履行に当たり代理人、支配人又はその他の使用人として使用した者
- ⑧ 岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第3号に規定する暴力団員等又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者

(4) 県税、市町村税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。

3 公募に関する事務を担当する者の名称等

- ・岡山県立北部高等技術専門校美作校 担当：守屋
- ・〒707-0053 美作市安蘇345
- ・電話番号 (0868) 72-0453
- ・ファクシミリ番号 (0868) 72-0492
- ・電子メール mimagi@pref.okayama.lg.jp

4 契約条項を示す場所

前記3の場所とする。

5 参加手続等

(1) 仕様書の配布期間及び場所

次のとおり、仕様書、自動販売機設置位置図、提出書類様式等を配布する。

- ① 配布期間 令和8年5月28日(木)から令和8年6月16日(火)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- ② 配布場所 前記3の場所とする
なお、北部高等技術専門校美作校ホームページからダウンロードできる。
<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/201/>

(2) 必要書類の提出期間、場所及び方法

この公募に参加を希望する者は、岡山県立北部高等技術専門校美作校自動販売機設置事業者応募申込書（様式第1号。以下、「応募申込書」という。）その他必要書類を提出しなければならない。

また、応募申込書等を提出した者（以下「応募者」という。）は、提出した書類等に関し、岡山県から説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

- ① 提出期間 令和8年5月28日(木)から令和8年6月16日(火)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- ② 提出場所 前記3の場所とする。
- ③ 提出方法 持参又は郵送等（一般書留郵便その他配達証明が可能な方法に限る。令和8年6月16日(火)までに必着のこと）
- ④ 提出書類 指定のないものについては、応募申込書の到達日前1ヶ月以内に作成、発行のもの。

ア 法人

- (ア) 応募申込書（様式第1号）
 - (イ) 売上手数料率見積書（様式第2号）
 - ※ 少数第一位までの売上手数料率を記載すること
 - ※ 売上手数料率見積書のみを無地封筒（長形3号）に入れ、糊付けをして、上中下の3か所に割印をし、表面に公募の名称、応募者の所在地及び商号又は名称を記載すること。
 - (ウ) 販売品目一覧表（様式第3号） ※設置を予定している自動販売機のもの
 - (エ) 設置を予定している自動販売機のカタログ（直近のもの）
 - (オ) 登記事項証明書（法務局が発行する現在事項全部証明書<商号、所在地、代表者、役員、設立日等を証明するもの>）
 - (カ) 印鑑証明書（法務局が発行するもの）
 - (キ) 決算関係書類（直近1事業年度分の貸借対照表、損益計算書）
 - (ク) 役員等名簿（様式第4号） ※必要事項がすべて記載されているもの
 - (ケ) 岡山県県民局長が発行する県税の完納証明書（県税の未納のないことの証明書）
 - (コ) 岡山県内の市町村長が発行する市町村税の完納証明書（市町村が徴収している税の未納のないことの証明書）
 - *岡山県内に本店がある場合は、当該本店所在地の市町村税の完納証明書
 - *岡山県内に営業所等のみがある場合は、県内の主たる営業所等所在地の市町村税の完納証明書
 - (サ) 本店等の所在地を所管する税務署長が発行する消費税及び地方消費税の完納証明書（消費税及び地方消費税の未納のないことの証明書<その3の3>）
- ※1年以内の所在地移転、名称変更など特別な事情により、上記証明書を提出できない場合は、（4）の方法により担当課へ確認した上で、当該事由説明書（様式任意）を添付すること。
- ※(エ)～(キ)及び(ケ)～(サ)についてはコピーでも可。
- ※(オ)、(カ)及び(ク)～(サ)については、発行日が応募申込書の到達日前3ヶ月以内のもの。

イ 個人

- (ア) 応募申込書（様式第1号）
- (イ) 売上手数料率見積書（様式第2号）
 - ※ 少数第一位までの売上手数料率を記載すること
 - ※ 売上手数料率見積書のみを無地封筒（長形3号）に入れ、糊付けをして、上中下の3か所に割印をし、表面に公告番号、公募の名称、応募者の住所及び氏名を記載すること。
- (ウ) 販売品目一覧表（様式第3号） ※設置を予定している自動販売機のもの
- (エ) 設置を予定している自動販売機のカタログ（直近のもの）
- (オ) 本籍地の市町村長が発行する身分証明書
- (カ) 法務局が発行する後見登記等に関する法律に規定する登記事項証明書
- (キ) 印鑑証明書（住所地の市町村が発行するもの）
- (ク) 岡山県県民局長が発行する県税の完納証明書（県税の未納のないことの証明書）
- (ケ) 岡山県内の市町村長が発行する市町村税の完納証明書（市町村が徴収している税の未納のないことの証明書）
- (コ) 所在地を所管する税務署長が発行する消費税及び地方消費税の完納証明書（消費税及び地方消費税の未納のないことの証明書<その3の2>）

※1年以内の所在地移転、氏名変更など特別な事情により、上記証明書を提出できない場合は、後記(4)の方法により担当課へ確認した上で、当該事由説明書(様式任意)を添付すること。

※(エ)～(ロ)についてはコピーでも可。

※(オ)～(コ)については、発行日が参加意思表明書の到達日前3ヶ月以内のもの。

(3) 提出書類の審査

① 審査結果の通知

(2)で提出された書類(売上手数料率見積書を除く。)を岡山県が審査した結果、不適合と認められる者に対しては、その旨を通知する。この通知を受けた者は、選考に参加することができない。

② 選考参加資格要件不適合の理由の説明要求

①の通知を受け取った者は、令和8年6月25日(木)午後3時までに、前記3の担当者に持参、ファクシミリ又は電子メールにより、説明を求める書面を提出することができる。

(4) 仕様等に対する質問の受付

① 受付期間 令和8年5月28日(木)から令和8年6月15日(月)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで

② 質問方法 仕様等に対する質問・回答書(様式第5号)により持参、ファクシミリ又は電子メールで送付すること
なお、ファクシミリ又は電子メールにより質問を行う場合は、送付した旨を電話にて連絡し、受取の確認をすること。

③ 受付場所 前記3の場所とする

④ その他 選考後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

6 選考

(1) 選考日時

令和8年7月1日(水) 午前10時00分

(2) 選考場所

岡山県立北部高等技術専門校美作校 事務所2階視聴覚室(美作市安蘇345)

(3) 設置予定事業者の決定とその方法

①地方自治法第234条第3項の規定に準じ、提出した見積書に記載された売上手数料率が、岡山県が予定する売上手数料率以上で最高の売上手数料率であった参加者を設置予定事業者とする。

②売上手数料率見積書の開封は、当該選考事務に直接関与しない職員の立会いのもとで行う。なお、応募者の立会いも認めることとするが、契約を締結する権限を有する者以外が代理で立ち会う場合は、委任状(様式第6号)を提出すること。

③岡山県が予定する売上手数料率以上での参加者がいない場合は、再度の入札を行う。

(4) くじによる設置予定事業者の決定

同率の見積書を提出した者が2者以上あるときは、当該応募者にくじを引かせて設置予定事業者を決定するものとする。この場合において、当該応募者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該選考事務に関係のない職員にくじを引かせ決定するものとする。

(5) 売上手数料率見積書の引換え等の禁止

応募者は、その提出した見積書の引換え、書換え又は撤回をすることができない。

(6) 選考の延期等

岡山県は、参加者が連合し、又は不穏の挙動をする等選考を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、選考を延期し、又はこれを中止することがある。

7 見積りの無効

次の売上手数料率の見積りは無効とする。

- (1) 前記2に示した公募に参加できる資格のない者のした見積り
- (2) 応募者に求められている義務を履行しなかった者のした見積り
- (3) この公告に示した諸条件に違反した者のした見積り
- (4) その他岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第140条各号に掲げる入札に準じた見積り

8 設置事業者の決定

- (1) 岡山県は、岡山県が予定する売上手数料率以上で見積りをした者を対象として、選考後速やかに、前記7に該当していないか審査する。
- (2) 前記(1)の審査は、最高の売上手数料率で応募した者から、売上手数料率の低い応募者へと順次実施し、1者が前記7に該当していないことが確認できるまで行うものとする。
- (3) 審査の結果、売上手数料率見積書及び提出書類すべてが有効であると確認された者を設置事業者として決定する。

9 公表

前記8で決定した設置事業者名及び売上手数料率を、応募者全員に通知するとともに、当校ホームページにおいて公表する。

10 その他

- (1) 契約書等作成の要否

要

- (2) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

- (3) 自動販売機の撤去及び移設について

岡山県が行う工事等施設管理上の理由で自動販売機移設等の必要が生じた場合は、岡山県が指定した期日までに、設置事業者の負担により対応するものとする。

- (4) その他詳細については、仕様書による。